

鹿屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成29年鹿屋市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「の生活の根拠が在宅である」を「が在宅で生活している」に改め、同条第2号中「の生活の根拠が施設である」を「が施設等に入所し、又は入院している」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「印」を削る。

別記第5号様式中「」を削る。

別記第6号様式中「印」を削る。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。